

# 資料

## 条例の提案に対する意見の申出について（報告）

令和4年2月定例県議会に提案される福岡県県立学校職員定数条例及び福岡県市町村立学校職員定数条例の一部を改正する条例案について、別紙1のとおり福岡県知事から意見を求められたため、福岡県教育委員会の事務委任等に関する規則（昭和42年福岡県教育委員会規則第6号）第4条第1項の規定に基づき、臨時代理により、別紙2のとおり回答しましたので、同条第2項の規定により報告し、承認を求めます。

令和4年2月18日

教 育 長

# 福岡県県立学校職員定数条例及び福岡県市町村立学校職員定数条例 の一部を改正する条例の制定について

## 1 改正の理由

県立学校及び市町村立学校の教育内容の充実、児童生徒数の変動等に伴い当該学校の職員の定数を改めるものである。

## 2 改正の概要

学校種別	条例定数案	現行定数との比較
県立中・高等・中等教育学校	5,999人	△42人
県立特別支援学校	1,965人	18人
市町村立小・中・義務教育学校	16,785人	203人
市町村立特別支援学校	236人	12人
合計	24,985人	191人

## 3 施行期日

令和4年4月1日

3 教教第3780号  
令和4年2月7日

福岡県教育委員会 殿

福岡県知事 服部 誠太郎



条例の提案に対する意見の聴取について

本年2月に招集予定の福岡県議会定例会に「福岡県立学校職員定数条例及び福岡県市町村立学校職員定数条例の一部を改正する条例」を別案のとおり提案することについて、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第29条の規定に基づき、貴委員会の意見を求めます。

第三七号議案

福岡県県立学校職員定数条例及び福岡県市町村立学校職員定数条例の一部を改正する条例の制定について

右の条例案を別紙のとおり提出する。

令和四年二月二十一日

福岡県知事 服部 誠太郎

理由

県立学校及び市町村立学校の教育内容の充実、児童生徒数の変動等に伴い、当該学校の職員の定数を改める必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

福岡県県立学校職員定数条例及び福岡県市町村立学校職

員定数条例の一部を改正する条例

(福岡県県立学校職員定数条例の一部改正)

第一条 福岡県県立学校職員定数条例（昭和二十八年福岡県条例第三号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項の表中学校、高等学校及び中等教育学校の職員の項中「五、三四九人」を「五、三一〇人」に、「四五六人」を「四五八人」に、「二三六人」を「二三一人」に、「六、〇四一人」を「五、九九九人」に改め、同表特別支援学校の職員の項中「一、八五三人」を「一、八七一人」に、「一、九四七人」を「一、九六五人」に改める。

(福岡県市町村立学校職員定数条例の一部改正)

第二条 福岡県市町村立学校職員定数条例（昭和三十九年福岡県条例第五十号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項の表小学校、中学校及び義務教育学校の職員の項中「一四、九〇七人」を「一五、一一一人」に、「六七四人」を「六七三人」に、「二二三人」を「二二二人」に、「七七八人」を「七七九人」に、「一六、五八二人」を「一六、七八五人」に改め、同表特別支援学校の職員の項中「三一〇人」を「二二二二人」に、「二四人」を「二三六人」に改める。

附 則

この条例は、令和四年四月一日から施行する。



3教教第3795号  
令和4年2月7日

福岡県知事 服部 誠太郎 殿

福岡県教育委員会



条例の提案に対する意見の申出について（回答）

（対2月7日3教教第3780号）

さきに意見聴取のあった条例の提案については、同意します。